

2025年度 ひとり親家庭のしおり



いなべ市 健康こども部 こども政策課

令和7年4月

目次

1. 手当、給付、貸付

児童手当	1
児童扶養手当	1
ひとり親家庭等児童入学・卒業支度金	2
就学援助費(義務教育費の援助)	2
公正証書等作成費補助金	3
養育費に関する保証契約促進補助金	4
三重県高等学校等修学奨学金	5
高校生等奨学給付金(国公立)	6
高校生等奨学給付金(私立)	7
高等学校等就学支援金	7
自立支援教育訓練給付金	8
高等職業訓練促進給付金	8
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	9
生活福祉資金貸付事業	10
小・中学校入学支援	10

2. 子どもの預かり

保育園	11
一時預かり事業	11
ひとり親家庭等日常生活支援事業	11
いなべファミリー・サポート・センター	12
病児保育事業(桑名市広域事業)	12
子育て短期支援事業(ショートステイ)	13
子育てサポーター訪問支援事業	13
放課後児童クラブ	14
生活困窮世帯 学習支援事業	14
子育て支援センター	15

3. 医療

子ども医療費	16
一人親家庭等医療費	16
小児慢性特定疾患の医療給付	17
小児慢性特定疾患児童 日常生活用具給付	17
療育給付制度	17
みえ子ども医療ダイヤル	18
救急医療	18

4. くらし

税の軽減	19
市営住宅	19
国民年金	20
国民健康保険税の軽減	20

5. 相談できるところ

公共職業安定所(ハローワーク桑名)	21
女性相談	21
法律相談(女性専用)	21
生活困窮に関する相談	22
消費生活相談	22
心配ごと相談	22
司法書士相談	23
弁護士相談	23
女性のための総合相談(フレンテみえ)	23
男性のための相談(フレンテみえ)	24

6. 施設等の一覧

保育園・認定こども園一覧	25
保育時間一覧	26
一時預かり保育園一覧	27
小中学校一覧	28
放課後児童クラブ一覧	29

児 童 手 当

児童を養育している方に支給します。お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入した時は、申請が必要です。出生や転入といった、届出の原因となる日から15日以内に届出てください。

支給額 (月額)	3歳未満	15,000円	第3子以降 30,000円
	3歳以上～ 高校生	10,000円	
支給時期		原則として、 偶数月 の10日に、それぞれの前月分までの手当を支給します。 例: 12月の支給日には 10～11 月分の手当を支給します。	
必要書類		☐ 申請者と配偶者のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード、個人番号入りの住民票など) ☐ 申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など) ☐ 申請者名義の振込先が確認できるもの(通帳、キャッシュカード) ☐ 申請者の健康保険証 ☐ 外国人の方は、申請者と対象児童の在留カードまたはパスポート ※状況により上記以外の書類が必要な場合があります。	

問 健康こども部 こども政策課 TEL 0594-86-7821

児 童 扶 養 手 当

父または母のいない家庭や父または母が一定の障がいの状態にある家庭で、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童を監護している父母、または父母にかわって養育している人に対して児童扶養手当を支給します。ただし、受給資格要件に所得制限などがあります。

◆支給額／支給月

※令和7年4月時点

区分	第1子(月額)	第2子以降(月額)	支給月
全部支給	46,690 円	11,030円	1月・3月・5月・ 7月・9月・11月 (奇数月)
一部支給	所得に応じて 46,680 円～11,010 円までの 10円単位の額	所得に応じて 11,020 円～5,520 円までの 10 円単位の額	
必要書類	☐認定請求書・各調書等 ☐請求者と対象児童の戸籍謄本(外国籍の方は在留カード等) ☐請求者名義の振込口座が確認できるもの ☐印鑑 ☐マイナンバーが確認出来る書類及び本人確認書類※マイナンバーの記載は、請求者及び配偶者、扶養義務者、児童に対し必要となります。 ※他にも書類が必要な場合がありますので、事前にお問合せください。		

問 健康こども部 こども政策課 TEL 0594-86-7821

ひとり親家庭等児童入学・卒業支度金

市内に居住するひとり親家庭等の子育てを応援するため、お子様の入学又は中学校卒業に際し、支度金を支給します。

◆支給の要件

町内に住所を有するひとり親家庭等(母子家庭及び父子家庭)の児童で小学校へ入学しようとする方。及び小学校又は中学校を卒業しようとする方。

◆支度金の額

小学校入学支度金 30,000 円

中学校入学支度金 50,000 円

中学校卒業支度金 70,000 円

◆申請方法

申請期間 (入学祝い金は入学時、卒業祝い金は卒業時)に郵送によりお知らせしますので、必要書類を提出して下さい。

問 健康こども部 こども政策課 TEL 0594-86-7821

就学援助費(義務教育費の援助)

経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる費用の一部を援助しています。

	小学生	中学生
学用品費、校外活動費等	1年生…13,230 円/年 2～6年生…15,500 円/年	1年生…25,040 円/年 2、3年生…27,310 円/年
新入学学用品費	57,060 円	63,000 円
修学旅行費	実 費	
対 象 者	いなべ市立の小中学校に在学中で、経済的な理由により就学が困難と認められる保護者。(生活保護世帯または、それに準ずる程度に困窮している場合。震災、火災その他災害による被災、失業、倒産等による著しい収入の減少など。)	
申 請 先	在学している学校	

問 教育委員会 学校教育課 TEL 86-7844

公正証書等作成費補助金

公正証書など養育費に関する債務名義を作成した際、作成にかかった費用を補助します。

◆対象となる方

以下の①～④の要件をすべて満たす方

- ①養育日の取り決めに関する公正証書などの費用を負担した方
- ②養育費の取り決めに係る公正証書を有している方
- ③養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
- ④過去に他自治体で、同一の児童で同様の補助金を受け取っていない方

◆補助の対象

- ①公正証書の作成にかかった費用(養育費に関する公証人手数料)
- ②家庭裁判所等の申立て又は裁判にかかった費用(収入印紙代、切手代、戸籍謄本等添付資料取得費用)

◆補助金額上限額

5万円

◆申請に必要な書類

- ☐ いなべ市養育費に関する公正証書等作成補助金交付申請書
- ☐ ひとり親として児童を養育していることがわかる書類(児童扶養手当証書など)
- ☐ 申請者及び対象児童の戸籍謄本の写し
- ☐ 補助の対象となる費用についての領収書
- ☐ 養育日の取決めを交わした公正証書の写し
- ☐ 補助金の振込先の口座のわかるもの(通帳の写しなど)

◆申請期限

公正証書等を作成した日の翌日から6か月以内

問 健康こども部 こども政策課 TEL 0594-86-7821



養育費に関する保証契約促進補助金

保険会社と養育費保証契約を締結した際、保証料として負担した費用を補助します。

◆対象となる方

以下の①～④の要件をすべて満たす方

- ①養育日の取り決めに債務名義を有している方
- ②養育費の対象となる児童を現に扶養している方
- ③保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ④過去に本補助金を交付されていない方

◆補助の対象

保証会社と養育費保証契約を締結した際に要した経費のうち、初回の保証料として本人が負担する費用

◆補助金額上限額

10万円

◆申請に必要な書類

- ☐ いなべ市養育費に関する保証契約促進補助金申請書
- ☐ ひとり親として児童を養育していることがわかる書類(児童扶養手当証書など)
- ☐ 申請者及び対象児童の戸籍謄本の写し
- ☐ 補助の対象となる費用についての領収書
- ☐ 養育日の取決めを交わした公正証書の写し
- ☐ 保証会社と締結した養育費保証契約に係る書類(保証期間は1年以上のものに限る)
- ☐ 補助金の振込先の口座のわかるもの(通帳の写しなど)

◆申請期限

公正証書等を作成した日の翌日から6か月以内

問 健康こども部 こども政策課 TEL 0594-86-7821

三重県高等学校等修学奨学金

三重県では、学習の意欲がありながら経済的な理由で高等学校等での修学が困難な生徒に対して、無利子で奨学金を貸与しています。(奨学金は返還が必要です。)

中学3年生在学中に貸与を予約する「予約採用」があります。

◆対象校種

国公立の高等学校、専修学校(高等課程)、高等専門学校

◆対象者の条件

1. 保護者が三重県内に住所を有していること。
2. 本人が高等学校等に在学していること。
3. 世帯の所得額が一定の基準以下であること。

世帯の人数	3人以下	4人	5人	6人	7人
所得額の上限 (給与所得 控除後の金額)	390万円	470万円	580万円	670万円	750万円

4. 学習意欲があり、学業を確実に修了する見込みがあること。

5. 奨学金返還について、連帯保証人を2名選任できること。

※詳しくはお問い合わせください。

◆貸与金額

学校種別	修学費(月額)	修学支度費(入学時一時金)
国公立	8,000 円、13,000 円、18,000 円、 23,000 円から選択	40,000 円または 80,000 円
私立	20,000 円、25,000 円、30,000 円、 35,000 円から選択	50,000 円または 100,000 円

問 三重県教育委員会事務局 教育財務課 TEL 059-224-2944

高校生等奨学給付金(国公立)

三重県では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支給するため、国公立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

◆対象となる人(1～3のすべてを満たす世帯)

1. 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する高校生等がいる世帯
 2. 保護者等が三重県内に居住している世帯
 3. 保護者等が生活保護(生業扶助)を受給しているか、県民税・市民税の所得割が非課税の世帯
- ※詳しくはお問い合わせください。

◆給付額

世帯種別		通常申請
生業扶助受給世帯 (生活保護世帯)	全日・定時・通信制	32,300 円
非課税世帯	全日制	第1子 122,100 円
	定時制	第2子以降 143,700 円
	通信制	50,500 円
	専攻科	50,500 円

問 三重県教育委員会事務局 教育財務課 給付金担当 TEL 059-224-2827

高校生等奨学給付金(私立)

三重県では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、私立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

◆対象となる人(1～3のすべてを満たす世帯)

- 1.高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する高校生等がいる世帯
- 2.保護者等が三重県内に居住している世帯
- 3.保護者等が生活保護を受給しているか、県民税・市民税の所得割が非課税の世帯

※詳しくはお問い合わせください。

◆給付額

世帯種別		合計
生業扶助受給世帯 (生活保護世帯)	全日・定時・通信制	52,600 円
非課税世帯 (生業扶助受給世帯を除く)	全日制 ・定時制	第1子 142,600 円
		第2子以降 152,000 円
	通信制	52,100 円
	専攻科	52,100 円

問 三重県環境生活部 私学課 奨学給付金担当 TEL 059-224-2161

高等学校等就学支援金

県立高校の授業料分の金額(全日制の場合、月額 9,900 円)を支給する制度です。高校進学後に、進学先の高校に申し込みます。

問 三重県教育委員会事務局 教育財務課 修学支援班 TEL 059-224-2940

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父に対して、適職に就くために必要な技術や資格を取得するために、指定する教育訓練講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など）を受講した場合、講座終了後に受講に要した費用の6割相当額を給付します。申請には事前相談が必要です。

対象講座	①雇用保険制度の「一般教育訓練」「特定一般教育訓練」の指定講座 ②雇用保険制度の「専門実践教育訓練」の指定講座 ※対象講座は厚生労働省の HP で確認できます 教育訓練給付システム で検索 例えば：看護師、介護福祉士、美容師、保育士、調理師、歯科衛生士、社会福祉士など
支給額	対象講座の受講料の60％ ただし、その額が 200,000 円を超える場合は 200,000 円とし、12,000 円以下の場合 は支給されません。雇用保険法に基づく教育訓練給付の受給資格があるものは本給 付金との差額支給となります。
対象者	市内にお住まいの20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父で、次の ①から③のすべてを満たす方 ①所得（就労等による所得の額＋養育費の 80％）が児童扶養手当の所得制限限度未満 の方※所得から差し引ける諸控除は児童扶養手当と同じです。 ②過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方 ③適職に就くために受講が必要と認められる方

問 健康こども部 こども政策課 TEL 0594-86-7821

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父に対して、経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関
などで修学する場合は、生活費の負担軽減のため給付金を給付します。申請には事前相談が必要です。

対象資格	看護師、准看護師、製菓衛生士、調理師、理美容師、助産師、保健師、診療放射線技師 介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、社会福祉士、栄養士 管理栄養士、精神保健福祉士 など
対象者	市内にお住まいの 20 歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父で、次の ①から④を満たす方 ①所得（就労等による所得の額＋養育費の 80％）が児童扶養手当の所得制限限度額未 満の方※所得から差し引ける諸控除は児童扶養手当と同じです。 ②過去に訓練促進給付を受給していない。 ③養成機関において1年以上の教育過程を修行し、対象資格を取得が見込まれる者。 ④就業又は育児と修学の両立が困難であると認められる。

【訓練促進給付金】就学期間中の毎月支給されます。

世帯区分(※)	支給額	修業期間最後の12か月	支給期間
非課税世帯	月額 100,000 円	月額 140,000 円	修業期間に相当する期間 (上限 48 か月★)
課税世帯	月額 70,500 円	月額 110,500 円	

★資格によって変わります。

【修了支援給付金】修了の際に一時金として支給されます。

世帯区分(※)	支給額
非課税世帯	50,000 円
課税世帯	20,000 円

※申請者及びその同一世帯に属する者(民法第 877 条第1項に定める扶養義務者で生計が同じ方を含む)の市民税が非課税か課税によって分けられます。

問 健康こども部 こども政策課 TEL 0594-86-7821

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭・父子家庭、寡婦の方に対して、経済的自立や生活意欲の助成を図り、扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金を無利子または低金利で貸し付けします。

母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の3種類からなっており、それぞれの用途に応じて12種類のメニューがあります。原則として三重県内に居住している方が対象です。

申請には事前相談が必要です。

◆資金種類

修学資金・修学支度・技能習得資金・就職資金・生活資金・医療介護資金など

※児童および子(修学資金、修業資金、就学支度金及び就職支度金)の場合は、対象児童が連帯借受人として、債務の返済義務を負っていただきます。

※借受人の収入、負債の状況、貸付額等によっては連帯保証人を立てなければ貸付が出来ない場合があります。

◆貸付金の交付

期日までに書類の提出があった場合は審査の翌月末に申請された口座に振り込まれます。

(振込月:5月、8月、10月、12月、2月、4月)

※申請書が提出されてから振込まで3～4か月程かかりますので、ご相談は余裕を持ってお願いします。

◆償還方法

貸付金の償還については、月賦・半年賦・年賦のいずれかを選択し、納入方法は原則口座振替による納付です。

問 健康こども部 こども政策課 TEL 0594-86-7821

生活福祉資金貸付事業(三重県社会福祉協議会)

低所得世帯などに対して、経済的自立や生活意欲を促進し、安定した生活をおくることを目的とした貸付制度です。ただし、母子父子寡婦福祉資金貸付制度などの他の制度が優先です。

◆資金種類

福祉資金・教育支援資金・緊急小口資金など

問 いなべ市くらしサポートセンター 縁(えにし) TEL 0594-86-7817

ひとり親家庭支援事業 小・中学校入学支援(いなべ市社会福祉協議会)

市内在住のひとり親世帯を対象に、小学校・中学校の入学を祝うとともに、入学支援を目的に、入学準備品の購入費を助成するものです。

◆対象者

市内在住で小学校または中学校に入学する児童で、次の1～3すべてに該当する方。

- 1.ひとり親世帯
- 2.小学校入学時にランドセルまたは、中学校入学時に学生服・体操服のいずれかを購入する方
- 3.市民税非課税世帯

◆助成額

児童一人あたり 10,000 円を上限とします。(令和4年度)

※助成総額には限りがありますので、先着順となります。詳しくはお問い合わせください。

問 いなべ市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL 0594-41-2945

保 育 園

保護者が働いていたり、病気などにより家庭で保育が困難なため、保育が必要と支給認定を受けた場合に利用することができます。保育園の利用は事前に申込みが必要です。保育園の一覧、保育時間等については、23,24ページをご覧ください。

◆保育料

0～2歳の保育料は、保護者の税控除前の市町村民税所得割課税額で決定します。詳しくは、「保育園の入園案内」(冊子)、いなべ市ホームページをご覧ください。保育課にお問い合わせください。

問 健康こども部 保育課 TEL 0594-86-7823

一時預かり事業

保護者の病気、家族の看護や介護、冠婚葬祭など家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育園において一時的にお預かりします。

実施施設や利用料金等については、25ページをご覧ください。

問 健康こども部 保育課 TEL 0594-86-7823

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭、寡婦の方が一時的に家事や介護などの家庭生活への支援が必要になったとき、家庭生活支援員の派遣を受けることができます。ただし、利用には事前に登録が必要です。

◆利用条件/支援内容/利用料金

利用 できる時	ひとり親家庭の母、父、児童、同居している祖父母の一時的なケガや病気/冠婚葬祭出張、残業、子どもの学校行事の参加/その他家庭及び生活環境の激変により一時的に援助を必要とする状況になったとき
支援の 内容	生活支援/食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話など(1 時間単位) ※一定の研修修了者、訪問介護員2級以上などの有資格者が担当します。 子育て支援/乳幼児の保育、児童の生活指導など(1 時間単位) ※一定の研修修了者、保育士、幼稚園教諭、看護師などの有資格者が担当します。
費用負担	0～300 円/1 時間当たり(課税状況によって異なります。)

問 健康こども部 こども政策課 TEL 0594-86-7821

いなべファミリー・サポート・センター

子育てを助けて欲しい人(依頼会員)の要望に応じて、子育てのお手伝いが出来る人(提供会員)を紹介し、相互の信頼と合意のうえで、一時的にお子さんを預かる会員組織です。

お子さんを預かるのは原則として、預かっていただく人(提供会員)のお宅です。ただし、利用には事前に会員登録が必要です。

◆利用時間・料金

6:30～7:30…800 円/1 時間 7:30～19:00…700 円/1 時間 19:00～20:00…800 円/1 時間

◆支援内容

- 保育園や放課後児童クラブ、習い事などへの送迎
- 保護者の急用や病気の時などの子どもの預かり
- 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の時の子どもの預かり
- 買い物など外出時の子どもの預かり
- 保護者がリフレッシュしたい時の子どもの預かり

※子ども一人あたりの利用料金です。 ※おやつ代などは実費となります。 ※宿泊はありません。

問 いなべファミリー・サポート・センター TEL 0594-72-8002

病児保育事業(桑名市広域事業)

突然のお子さんの病気で保育園や幼稚園、小学校に行かせられないが、職場等の諸事情で仕事を休めない時など、仕事を持つ保護者の代わりに病院や保育室等の専用スペースでお子さんを一時的に預かります。

◆施設／利用料金等

対象年齢	0歳～12 歳
施 設	ウエルネス医療クリニック／こどもケアハウス「ぞうさん」 (桑名市新西方 4 丁目 81 番地) はなまる保育所 (桑名市長島町横満蔵 572 番地)
利用時間	平日／8:30～17:30 土曜／8:30～13:30 ※延長時間、休日等については、施設に直接確認してください。
利用料金	1,000 円～2,000 円(利用する時間帯によって異なります。) ※登録料、乳児加算、診察料、薬代、食事・おやつ代、地域外加算等が別途必要です。

問 ウエルネス医療クリニック／こどもケアハウス「ぞうさん」 TEL 0594-24-6914

問 はなまる保育所 TEL 0594-45-8860

子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者が疾病、育児疲れ、出産や事故または冠婚葬祭等、家庭において児童(18歳未満)を養育することが一時的に困難となった場合等に、その児童を児童養護施設へ短期間預けることができます。

◆施設／利用料金等

利用施設	利用期間	利用負担金
児童養護施設 (近隣では桑名市、四日市市)	7日以内	世帯の課税状況により利用負担金が必要となります。

問 健康こども部 家庭児童相談室 TEL 0594-86-7822

子育てサポーター訪問支援事業(うちの Coto こと)

子育てサポーターが訪問し、家事や育児のお手伝いや、小中学生の宿題の見守りをしながら、家庭をサポートする事業です。

事前に利用申請が必要です。

◆支援内容／利用料金等

対象家庭	児童扶養手当を受給する家庭／就学援助費を受給する家庭で自立相談支援を受けた家庭／生活保護費を受給する家庭
支援内容	育児支援 子育てのお手伝い 家事支援 料理、選択、掃除等、自立に向けたサポート 学習支援 小・中学生の宿題見守り
利用料金	無料
利用時間	8:00～20:00 時間は要相談 (1家庭あたり週1回2時間まで/1 家庭に対して2名まで)
支援場所	対象家庭(学習支援は対象家庭以外にも公共施設で実施する場合あり)

問 NPO法人 こどもぱれっと TEL 0594-72-8002
問 健康こども部 家庭児童相談室 TEL 0594-86-7822



放課後児童クラブ

保護者が昼間、労働などにより家庭にいられない場合に、児童の保護・健全育成を目的に、運営委員会が自主運営している施設です。(有料)

平日の授業終了後や土曜日、春・夏・冬休みに児童の様々な遊びや生活の場を提供しています。詳しくは、27ページをご覧ください。

問 教育委員会 学校教育課 TEL 0594-86-7844

生活困窮世帯 学習支援事業

生活困窮世帯の児童に対して、無償で学習支援を行っています。

◆支援内容／対象者

支援内容	学習支援員が公共施設または対象児童の自宅に伺い、学習支援をします。
対象者	児童扶養手当受給家庭の児童／自立相談支援を受けた家庭の児童／生活保護費を受給する家庭の児童／就学援助費を受給する家庭の児童

問 福祉部 生活支援課 TEL 0594-86-7730



子育て支援センター

子育てについての相談、情報提供、親子が遊ぶ場、交流の場として子育て家庭を応援しています。

施設名	住 所	電 話
北勢子育て支援センター 「すこやかランド」	北勢町其原818番地 山郷保育園内	72-8488
員弁子育て支援センター 「なかよしひろば」	員弁町石仏1868番地1 員弁西保育園内	74-5829
笠間子育て支援センター 「遊・友・YOU チャイルド」	大安町門前 531 番地 1 笠間保育園隣	77-2657
石榑子育て支援センター 「はっぴい・はあと」	大安町石榑南335番地 石榑保育園内	78-0246
藤原子育て支援センター 「つくしんぼ」	藤原町川合770番地 ふじわら保育園内	46-8733

◆利用時間／相談

利用時間	月～金 9:00～12:00（つくしんぼ、はっぴい・はあと 8:45～11:45） 午後開所 13:00～15:00（週3日）（つくしんぼ 13:15～15:15） 土・日開所 月1回 ※詳しくは各子育て支援センターのおたよりをご覧ください。
相 談	【電話相談】 月～金 開所時間内 【面接相談】 電話予約が必要です。

子ども医療費

18歳の誕生日後最初の3月31日までの児童について、医療機関の窓口で支払った自己負担金（保険適用分）を助成するものです。ただし、受給資格要件に所得制限などがあります。

申請時期	出生・転入から 1 か月以内に申請してください。
必要書類	申請書/健康保険証(児童のもの)/父および母のマイナンバーが確認できる書類及び 本人確認書類(その年の1月2日以降にいなべ市に転入された方のみ)/振込口座が確認 できるもの

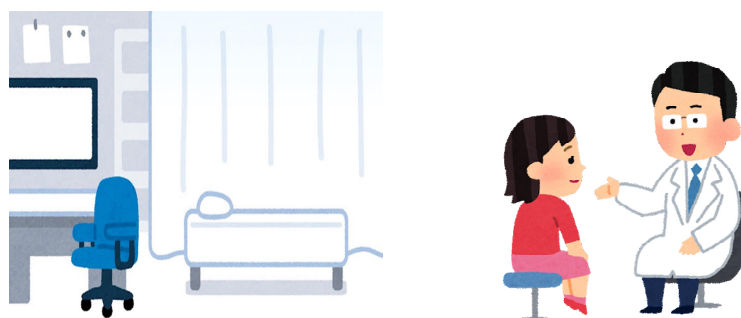
問 市民部 保険年金課 TEL 0594-86-7811

一人親家庭等医療費

父または母のいない家庭や父または母が一定の障がい状態にある家庭で、18歳の誕生日後最初の3月31日までの児童を監護している父母、およびその児童が医療機関の窓口で支払った自己負担金（保険適用分）を助成するものです。ただし、受給資格要件に所得制限などがあります。

申請時期	一人親の該当日から 1 か月以内に申請してください。
必要書類	申請書/健康保険証/父または母、同居している扶養義務者のマイナンバーが確認できる 書類及び本人確認書類(その年の1月2日以降にいなべ市に転入された方のみ)/ 振込先口座が確認できるもの ※児童扶養手当を受けられない場合は、児童扶養手当申請と同じ書類一式が必要です。

問 市民部 保険年金課 TEL 0594-86-7811



小児慢性特定疾患の医療給付

三重県内に住所を有し、疾病ごとの認定基準を満たす児童(18歳未満)に対し、その治療のための医療(保険診療分)を給付する制度です。一部自己負担金があります。ただし、18歳以降も引き続き治療が必要であると認められる場合には、19歳まで延長されます。

◆対象疾病

悪性新生物／慢性腎疾患／慢性呼吸器疾患／慢性心疾患／内分泌疾患／膠原病／糖尿病／
先天性代謝異常／血液疾患／免疫疾患／神経・筋疾患／慢性消化器疾患／
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群／皮膚疾患／骨系統疾患／脈管系疾患

問 桑名保健所 地域保健課 TEL 0594-24-3620

小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付

小児慢性特定疾患児童に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付する制度です。一部自己負担金があります。

◆対象者

給付の対象となる日常生活用具ごとに対象者が定められています。

問 福祉部 障害福祉課 TEL 0594-86-7816

療育給付制度

三重県内に居住地を有し、その治療に特に長期間を要するもので、医師が入院治療を必要と認めた結核児童(18歳未満)にその治療に対する必要医療(保険診療分)を給付する制度です。一部自己負担金があります。

問 桑名保健所 地域保健課 TEL 0594-24-3620

みえ子ども医療ダイヤル

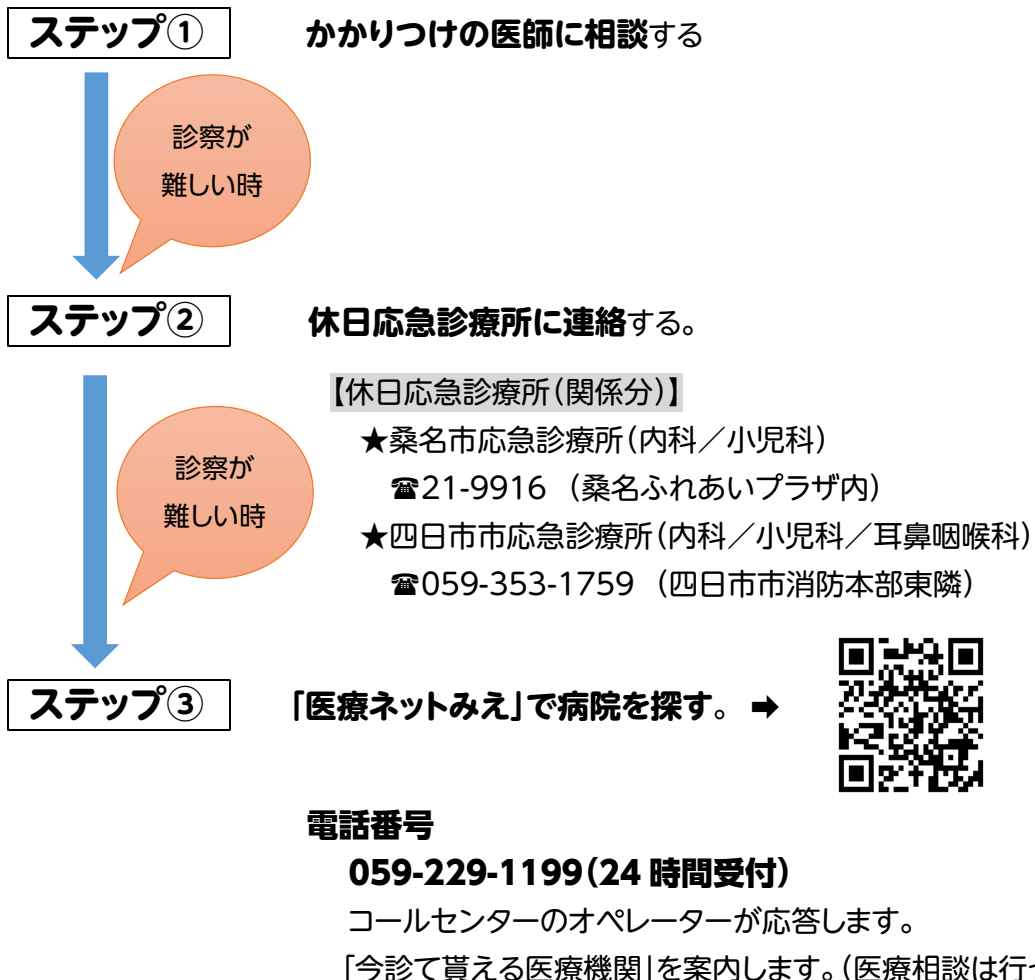
子どもの病気、子育ての悩み、予防接種など、子どもの健康や保健に関するあらゆる問題について、医療関係の専門相談員が相談に応じます。相談内容等の秘密は守られます。お気軽にご相談ください。(電話相談であり、診察や指示など医療行為は行いません。)

◆相談時間等

相談時間	毎日 19:30～翌朝 8:00
電話番号	#8000 (ダイヤル式、IP 電話、PHS 等の場合は、059-232-9955 まで)

救 急 医 療

休日や夜間の急病時など、対処の判断に迷った時に参考にしてください。



税 の 軽 減

ひとり親家庭または寡婦の人は、下記の要件(ひとり親・寡婦控除)にあてはまる場合には、申告により一定の金額の所得控除を受けることができます。

◆対象者

ひとり親控除の対象となる人

婚姻をしていないことまたは配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の3つの要件の全てに当てはまる人

- 1.その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと
- 2.生計を同一にする子がいること(その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る)
- 3.合計所得金額が500万円以下であること

寡婦控除の対象となる人

次に掲げる要件の全てに当てはまる人

- 1.夫と離婚した後婚姻をしていない人
 - ア その人と事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる一定の人がいないこと
 - イ 子以外の扶養親族がいること
 - ウ 合計所得金額が500万円以下であること
- 2.夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない一定の人
 - ア その人と事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる一定の人がいないこと
 - イ 合計所得金額が 500 万円以下であること

問 総務部 市民税課 TEL 0594-86-7794

市 営 住 宅

市営住宅に空きがでると、入居者の募集があります。

問 都市整備部 住宅課 TEL 0594-86-7809

国 民 年 金

日本国内に居住する20歳以上60歳未満の人は、必ず年金に加入することになっています。退職したり、扶養からはずれ、加入していた年金の資格を喪失したときは、国民年金に加入してください。

◆保険料の納付

保険料の納付が困難な場合は、免除制度等がありますのでご相談ください。

◆遺族年金等

配偶者の方と死別された場合は、遺族年金等を受け取れる場合がありますので、ご相談ください。

◆離婚時の厚生年金の分割制度

離婚等をした翌日から起算して2年以内に請求していただく必要がありますので、詳しくは四日市年金事務所へお問い合わせください。

問 市民部 保険年金課 TEL 0594-86-7811

問 四日市年金事務所 TEL 059-353-5515

国 民 健 康 保 険 税 (料) の 軽 減

国民健康保険税(料)の軽減は、国民健康保険加入世帯の総所得金額が一定以下の場合、保険税(料)のうち一部を軽減するものです。

軽減割合は、世帯の総所得金額によって、7割、5割、2割の3種類があります。

ただし、所得申告などで、総所得金額を確認できる世帯が対象となります。

詳しくはいなべ市のホームページ又は保険年金課へお問い合わせください。

問 市民部 保険年金課 TEL 0594-86-7811

公共職業安定所(ハローワーク桑名)

PCを活用した職業紹介サービスの提供や、就職についての相談・助言や情報提供を行い、最も適した仕事の紹介など就職に関するあらゆる面での相談に応じています。

子育て中のお母さんには、マザーズコーナー(ハローワーク四日市)の利用ができます。

◆相談時間

月～金曜日 8:30～17:15(土・日・祝日および年末年始を除く)

問 ハローワーク桑名 TEL 0594-22-5141

問 ハローワーク四日市 TEL 059-359-1710

女 性 相 談

家族関係や夫婦、ご自分のことなどを何でもご相談ください。DV 被害の相談も受け付けています。

◆相談時間

月～金曜日 9:00～17:00(土・日・祝日および年末年始を除く)

問 健康こども部 家庭児童相談室 TEL 0594-86-7822

法律相談(女性専用・要予約)

事前に相談内容をお聴きした上で、予約を取らせていただきます。まずは、電話でご相談ください。

問 三重県女性相談所(配偶者暴力相談支援センター) TEL 059-231-5600

生活困窮に関する相談

「仕事がなかなか見つからない」「経済的な問題で困っている」など、生活や仕事でお困りの人の相談、サポートを行います。ひとりで抱え込まず、まずはご相談ください。

問 いなべくらしサポートセンター縁(えにし) TEL 0594-86-7817

消費生活相談

消費生活相談窓口では、消費者と事業者との間の商品やサービスの契約・解約に関するトラブルや多重債務などの相談を受け付けています。消費者生活相談員と一緒に考え、解決に向けた情報提供やお手伝いをします。

◆相談時間

月～金曜日 10:00～15:00(土・日・祝日および年末年始を除く)

※1 月・水・金曜日は専門の消費生活相談員が相談に応じます。相談員は不在時には職員が事前聞き取りをし、翌勤務日に相談員へ引継ぎします。

※2 対象は、市内在住・在勤の人です。

問 農林商工部 商工観光課 TEL 0594-86-7833

心配ごと相談

いなべ市社会福祉協議会では、様々な心配ごとや悩んでいることを相談できる「心配ごと相談」を開催しています。相談料は無料で、個人の秘密は固く守られます。毎月1回開催し、相談員は民生委員児童委員の方々です。

問 いなべ市社会福祉協議会 TEL 0594-41-2945

司法書士相談(要予約)

専門相談として司法書士による無料相談を行っています。各種法律文書の作成や不動産登記といった専門的な相談に司法書士が応じます。(一人25分)

事前に予約が必要ですので、いなべ市社会福祉協議会へお問い合わせください。

問 いなべ市社会福祉協議会 TEL 0594-41-2945

弁護士相談(要予約)

法律に関する相談に弁護士が応じます。(一人25分) 個人の秘密は固く守られ、相談料は、無料です。事前に予約が必要ですので、いなべ市社会福祉協議会へお問い合わせください。

問 いなべ市社会福祉協議会 TEL 0594-41-2945

女性のための総合相談(フレンテみえ)

女性の相談員による電話相談

フレンテみえ(三重県男女共同参画センター)の女性相談員と一緒に考えます。

専用ダイヤル 059-233-1133

◆相談時間

時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00	休	○	○	○	○	○	○
13:00~15:30		○	—	—	○	○	○
17:00~19:00		—	—	○	—	—	—

※ 月曜日が祝日の場合は、朝・昼の相談があります。(翌平日休館日)

女性の相談員による女性のための面接相談(要予約)

電話相談のあと、ご希望や必要に応じてフレンテみえの相談員が相談をお受けします。

まずは、電話相談(059-233-1133)で予約してください。

女性の弁護士による女性のための法律相談(要予約)

夫婦・親子・離婚・金銭問題など法律に関するご本人の問題について、女性の弁護士が相談をお受けします。

◆相談時間

第1・3土曜日 13:30～16:30

まずは、電話相談(059-233-1133)で法律相談希望者本人が予約してください。

※第3土曜日は、託児サービス(無料)をご利用いただけます。事前にご相談ください。

女性の臨床心理士による女性のための心理相談(要予約)

さまざまな要因で深刻な心理的不安や悩みを抱えている女性からの相談を女性の臨床心理士がお受けいたします。

◆相談時間

第2・4水曜日 13:00～15:30

まずは、電話相談(059-233-1133)で心理相談希望者本人が予約してください。

男性のための相談(フレンテみえ)

男性の相談員による男性のための電話相談

人間関係・夫婦・家族・職場・性などの問題について、男性の相談員が相談をお受けします。

専用ダイヤル 059-233-1134

◆相談時間

第1木曜日 17:00～19:00

問 三重県男女共同参画センター フレンテみえ TEL 059-233-1130

保育園・認定こども園 一 覧

公私 の別	施 設 名	所 在 地	年 齢	電話番号
公 立	治田こども園	北勢町中山 5-2	☆12か月～5歳	72-2623
	員弁東こども園	員弁町大泉 2576	☆12か月～5歳	74-3989
	笠間こども園	大安町門前 533	☆12か月～5歳	77-0252
	ふじわらこども園	藤原町川合 770	☆12か月～5歳	46-8686
私 立	ほくせいこども園	北勢町阿下喜 3851	☆12か月～5歳	72-4182
	山郷こども園	北勢町其原 818	☆12か月～5歳	72-2624
	員弁西こども園	員弁町石仏 1868-1	☆12か月～5歳	74-4182
	三里こども園	大安町平塚 535	2歳～5歳	78-1391
	石樽こども園	大安町石樽南 335	☆12か月～5歳	78-0245
	丹生川こども園	大安町丹生川中 2109-3	☆12か月～5歳	78-2086
	幼保連携型認定こども園 大安中央こども園	大安町石樽東 1856-10	3歳～5歳	78-1583
	ゆめのみ保育園	大安町石樽東 1856-1	☆6 か月～2 歳	88-0522
	いなべひまわり保育園	員弁町大泉 2558	☆6 か月～2 歳	74-5558

- ※ ☆印の「6か月」「12か月」については、出生の日から入園希望日までの経過月数を表します。
- ※ ☆印以外の「2歳～5歳」については、その年齢に達した最初の4月1日現在の年齢を表します。
- ※ 令和6年度現在の保育園情報です。

保育園・認定こども園(保育園部)の利用時間等

公私 の別	保育園名	平常保育 (月～金)	延長保育 (月～金)	土曜保育
公 立	治田こども園	8:30～16:30	7:30～18:00	8:30～16:30 (延長 7:30～18:00)
	員弁東こども園	8:30～16:30	7:30～18:00	8:30～16:30 (延長 7:30～18:00)
	笠間こども園	8:30～16:30	7:30～18:00	8:30～16:30 (延長 7:30～18:00)
	ふじわらこども園	8:30～16:30	7:30～18:00	8:30～16:30 (延長 7:30～18:00)
私 立	ほくせいこども園	8:30～16:30	7:30～18:00	8:30～16:30 (延長 7:30～18:00)
	山郷こども園	8:30～16:30	7:30～18:00	8:30～16:30 (延長 7:30～18:00)
	員弁西こども園	8:30～16:30	7:30～18:00	8:30～16:30 (延長 7:30～18:00)
	三里こども園	8:30～16:30	7:30～18:00	8:30～16:30 (延長 7:30～18:00)
	石樽こども園	8:30～16:30	7:30～18:00	8:30～16:30 (延長 7:30～18:00)
	丹生川こども園	8:30～16:30	7:30～18:00	8:30～16:30 (延長 7:30～18:00)
	幼保連携認定こども園 大安中央こども園	8:30～16:30	7:30～19:00	8:30～12:30 (延長 8:00～17:00)
	ゆめのみ保育園	8:30～16:30	7:30～19:00	8:30～12:30 (延長 8:00～17:00)
	いなべひまわり保育園	8:30～16:30	7:30～18:00	8:30～16:00 (延長 8:00～16:00)

○ 延長保育・土曜保育について

保護者の勤務時間の都合で延長保育または土曜保育を必要とされる等、やむを得ない事情のある家庭に限り利用していただけます。保育時間は保育園におたずねください。

※ 令和6年度現在の保育時間です。

一時預かり保育園一覧

実施保育園	受け入れ対象年齢	利用者負担金
ほくせいこども園	12か月～5歳	3歳未満児 1,800 円/日 3歳以上児 1,500 円/日 ※生活保護世帯 0 円/日
治田こども園	12か月～5歳	
員弁東こども園	12か月～5歳	
笠間こども園	12か月～5歳	
ふじわらこども園	12か月～5歳	
山郷こども園	12か月～5歳	
員弁西こども園	12か月～5歳	
三里こども園	2歳～5歳	
石樽こども園	12か月～5歳	
丹生川こども園	12か月～5歳	
大安中央こども園	3歳～5歳	
ゆめのみ保育園	12か月～2歳	
いなべひまわり保育園	12か月～2歳	

利用日数	お子さん一人につき1か月当たり10日以内
申請先	健康こども部 保育課 電話 86-7823 / FAX 86-7864 利用日の前月から受け付けします。利用する10日前までに、必要事項を添えてお申し込みください。

※ 受け入れ対象年齢について

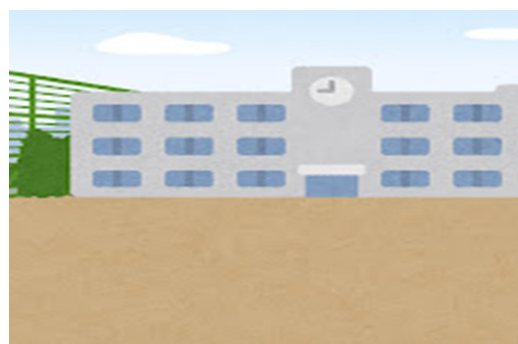
「12か月」とは、出生の日から事業利用日までの経過月数を表します。「2歳～5歳」とは年度初め(4月1日)時点の年齢を表します。

※ 利用にあたって

保育園、幼稚園、認定こども園等に通っていない、または在籍していないお子さんが対象です。
 通常保育の児童で定員を満たしている場合は、利用できません。また、利用申込が定員以下であっても、通常保育に支障が出る場合や、お子さんの状態などによって、利用をお断りする事があります。
 利用の際に必要なもの(タオルや昼寝布団等)は、保護者が準備してください。

小中学校一覧

	学 校 名	所 在 地	電話番号
北勢町	阿下喜小学校	北勢町阿下喜 2562-1	72-2072
	治田小学校	北勢町東村 30-1	72-3044
	十社小学校	北勢町畑毛 634	72-2307
	山郷小学校	北勢町大辻新田 276	72-3025
	北勢中学校	北勢町阿下喜 2480	72-2126
大安町	笠間小学校	大安町門前 561	77-0540
	三里小学校	大安町平塚 1247	78-0207
	石樽小学校	大安町石樽南 611	78-0002
	丹生川小学校	大安町丹生川中 1189	78-0224
	大安中学校	大安町石樽東 2977	78-0185
員弁町	員弁西小学校	員弁町笠田新田 607	74-2063
	員弁東小学校	員弁町大泉 1201	74-2073
	員弁中学校	員弁町大泉新田 1739	74-2030
藤原町	藤原小学校	藤原町市場 491	46-3600
	藤原中学校	藤原町市場 491	46-2025



放課後児童クラブ一覧

施 設 名	開設時間	所在地/電話番号	利用料/月	該 当 校
スプリング	(平日) 放課後～18:00 (土曜日、春・夏・冬休み) 8:00～18:00	員弁町楚原 644-19 (旧員弁中保育園敷地内) ☎74-5559	14,000 円	員弁西小学校
サクラ	(平日) 放課後～18:00 (土曜日、春・夏・冬休み) 8:00～18:00	員弁町楚原 644-19 (旧員弁中保育園) ☎74-6565	14,000 円	員弁東小学校
おおざくら	(平日) 放課後～18:00 (土曜日、春・夏・冬休み) 8:00～18:00	大安町丹生川上 650-1 (丹生川上教育集会所) ☎37-5337	(1～3 年生) 12,000 円 (4～6 年生) 6,000 円	丹生川小学校
さくらんぼ	(平日) 放課後～18:00 (土曜日、春・夏・冬休み) 8:00～18:00	大安町平塚 1203-2 (三里小学校南) ☎78-3050	(1～4 年生) 13,000 円 (5・6 年生) 8,000 円	三里小学校
smile	(平日) 放課後～18:00 (土曜日、春・夏・冬休み) 8:00～18:00	大安町門前 510-12 ☎070-5252-3016	15,000 円	笠間小学校
いなげんキッズ	春・夏・冬休みの平日 8:00～18:00	大安町門前 1193 ☎090-7696-0189	春休み/ 7,000 円/月 夏休み/30,000 円/期間 冬休み/ 7,000 円/期間	笠間小学校 (他の小学校も利用可能)
学童 石樽	(平日) 放課後～18:00 (土曜日、春・夏・冬休み) 8:00～18:00	大安町石樽南 3467 ☎090-6581-1493	(1～3 年生) 13,000 円 (4～6 年生) 10,000 円	石樽小学校
いしぐれっこ	(平日) 放課後～18:30 (土曜日、春・夏・冬休み) 7:30～18:30	大安町石樽南 3467 ☎080-4211-6329	(1～3 年生) 13,000 円 (4～6 年生) 10,000 円	石樽小学校
はっぴーきっず	(平日) 放課後～18:00 (土曜日、春・夏・冬休み) 8:00～18:00	北勢町垣内 480-1 ☎72-6400	(1～4 年生) 13,000 円 (5・6 年生) 8,000 円	治田小学校
なかよし ハッピーきっず	(平日) 放課後～18:30 (土曜日、春・夏・冬休み) 7:30～18:30	北勢町其原 95-6 (旧山郷保育所) ☎72-5444	(1～4 年生) 13,000 円 (5・6 年生) 8,000 円	山郷小学校
すきっぷきっず	(平日) 放課後～18:00 (土曜日、春・夏・冬休み) 8:00～18:00	北勢町阿下喜 2542-6 (阿下喜小学校運動場南) ☎87-7305	(1～4 年生) 13,000 円 (5・6 年生) 8,000 円	阿下喜小学校
とやしろっこ	(平日) 放課後～18:00 (土曜日春・夏・冬休み、) 8:00～18:00	北勢町畑毛 634 (旧十社幼稚園) ☎070-1674-0336	(1～4 年生) 13,000 円 (5・6 年生) 8,000 円	十社小学校
真名	(平日) 放課後～18:00 (土曜日、春・夏・冬休み) 8:00～18:00	藤原町市場 493-4 (藤原社会福祉センター内) ☎090-7314-9963	(1～3 年生) 14,000 円 (4～6 年生) 12,000 円	藤原小学校
ふじっこくらぶ	(平日) 放課後～18:00 (土曜日、春・夏・冬休み) 8:00～18:00	藤原町下野尻 963	7,000 円～9,000 円 (月によって異なる)	藤原小学校

※ 各クラブ利用料に、ひとり親補助、複数児童割引があります。詳しくは、各クラブにお問い合わせください。

MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

編集・発行

いなべ市役所 健康こども部 こども政策課

〒511-0498

いなべ市北勢町阿下喜 31 番地

TEL 0594-86-7821

FAX 0594-86-7864